

令和4年10月5日
高齢福祉部介護保険課

世田谷区 地域密着型サービス等第三者評価受審費補助について

世田谷区では、東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」を活用し、下記のとおり第三者評価の受審費補助事業を実施しています。

記

1. 受審費補助金の対象サービス

世田谷区内の以下のサービスの事業所

- ・ 認知症対応型共同生活介護（地域密着型介護予防サービスを含む）
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 小規模多機能型居宅介護（地域密着型介護予防サービスを含む）
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

※上記のサービス事業所であっても事業所開設後6月を経過していない場合は補助の対象外です。

【参考】

令和元年度より、小規模多機能型居宅介護（地域密着型介護予防サービスを含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護等」）の本件に係る区に対する都の補助率が10/10から1/2に変更されたことを踏まえ、世田谷区における小規模多機能型居宅介護等への補助は「3年に1回」としています。なお、60万円を上限として受審にかかる経費（1,000円未満は切り捨て）を交付します。

2. 補助の対象額

上限60万円（1,000円未満は切り捨て）

- ※ 評価機関2社以上からの見積を取得した結果、見積価格の安価な評価機関との契約が原則になります。
- ※ 「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」（「サービス項目を中心とした評価」と「組織マネジメント項目を含めた評価」（「標準の評価」）とを任意に選択できます。

3. 補助要件等

- ・ 東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関との契約であること。
- ・ 第三者評価の結果を世田谷区に報告するとともに、その公表に同意すること。
- ・ 評価結果に基づき、サービスの改善課題及び改善のための取組方針をまとめ、世田谷区に報告するとともに、その公表に同意すること。
- ・ 翌年度に取組の実施状況をまとめ、世田谷区に報告するとともに、その公表に同意すること。（翌年度に引き続き第三者評価を受審した場合は省略が可能）
- ・ 交付申請、実績報告など、必要な手続を期限までに行っていること。

4. 地域密着型サービス等第三者評価受審費補助の流れ 別紙のとおり

5. 第三者評価受審費補助の必要書類 区ホームページをご確認ください。

6. 注意事項

- ・ 世田谷区の会計年度ごとに補助金を交付しています。そのため、第三者評価の評価機関との契約期間は年度を越えることがないようにご注意ください。
（例）2022年9月1日～2023年4月30日
この場合、2022年度中に第三者評価を受審したとしても補助金の交付はできません。
- ・ 第三者評価の評価機関との契約締結日は、区から送付する交付決定通知日以降となるよう手続きしてください。
- ・ 提出〆切の厳守をお願いします。2月中には評価機関から評価結果報告を受け取れるよう計画的に受審し、3月上旬には区に実績報告を提出してください（事業所において評価機関からの評価結果報告受領後、30日以内に区への実績報告が必要です）。

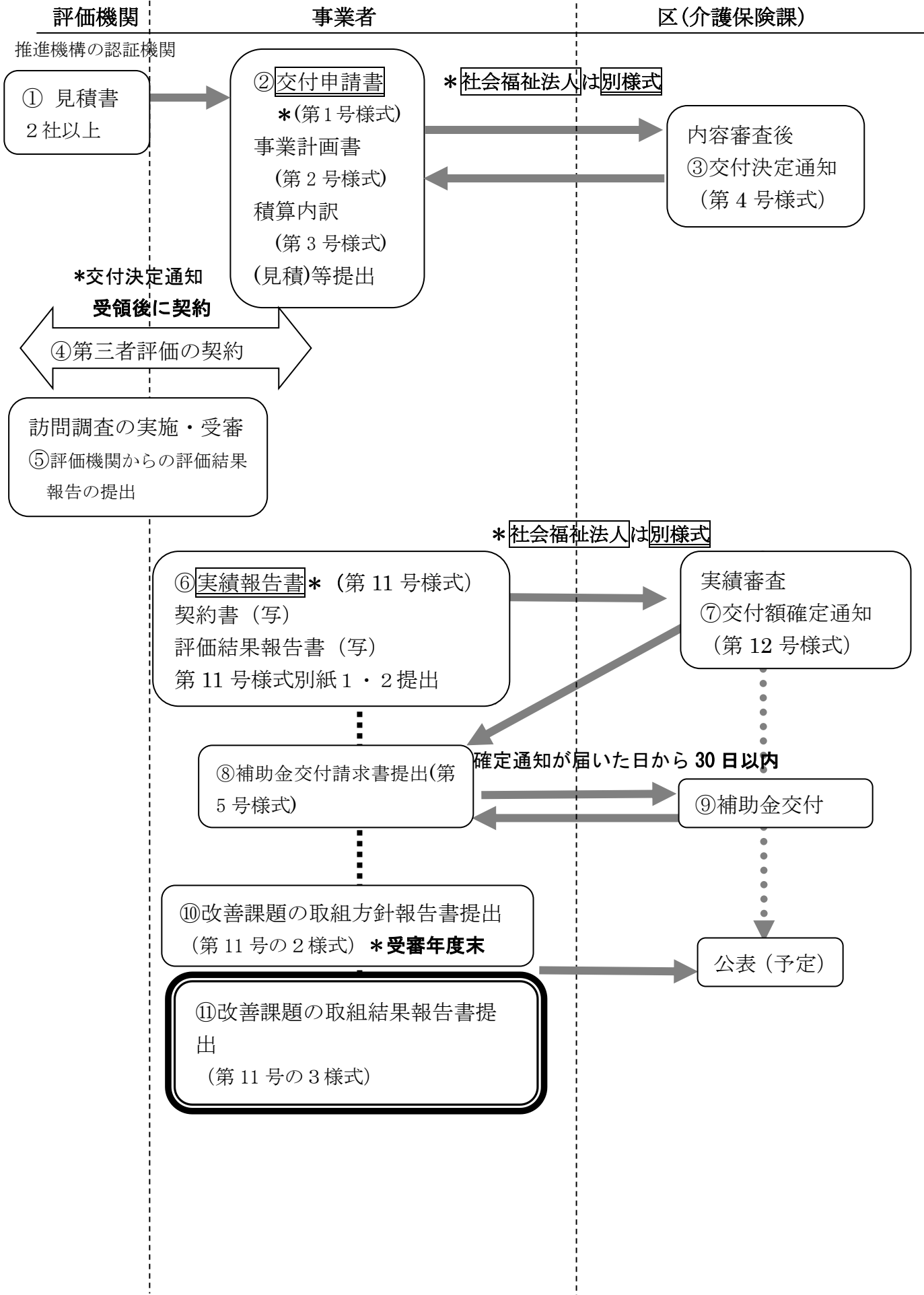
7. 世田谷区の補助事業の担当

介護保険課事業者支援担当 電話 03-5432-2884
FAX 03-5432-3042

◆ 地域密着型サービス等第三者評価受審の流れ

別紙

202210



区(介護保険課)

推進機構の認証機関

① 見積書
2社以上

② 交付申請書
*(第1号様式)
事業計画書
(第2号様式)
積算内訳
(第3号様式)
(見積)等提出

* 社会福祉法人は別様式

内容審査後
③ 交付決定通知
(第4号様式)

* 交付決定通知
受領後に契約

④ 第三者評価の契約

訪問調査の実施・受審
⑤ 評価機関からの評価結果
報告の提出

* 社会福祉法人は別様式

⑥ 実績報告書* (第11号様式)
契約書 (写)
評価結果報告書 (写)
第11号様式別紙1・2提出

実績審査
⑦ 交付額確定通知
(第12号様式)

⑧ 補助金交付請求書提出(第5号様式)

確定通知が届いた日から 30日以内

⑨ 補助金交付

⑩ 改善課題の取組方針報告書提出
(第11号の2様式) * 受審年度末

公表 (予定)

⑪ 改善課題の取組結果報告書提出
(第11号の3様式)